

京都大学学術情報メディアセンタースーパーコンピュータシステム
共同研究内規

平成14年8月6日運営会議決定

(目的)

第1条 この内規は、京都大学学術情報メディアセンター（以下「センター」という。）が全国共同利用の実をあげ、学術研究の発展に資するための研究開発（以下「研究開発」という。）に必要な事項を定めることを目的とする。

(研究開発の内容)

第2条 研究開発は次のいずれかの号を満たすものとする。

- (1) その成果が多くの利用者に利用されるもの、または、その見込みが高いもの
- (2) その成果がセンターの運用・業務などを通じて間接的に利用者の利益として還元されるもの
- (3) センターの共同研究企画委員会で、重要と認められた共同研究

(研究開発に参加し得る者の範囲)

第3条 研究開発に参加し得る者は、次の各号による。

- (1) センターの教職員
- (2) センターの利用者並びに有資格者
- (3) その他特にセンター長が適当と認めた者

(開発計画申請書等の提出)

第4条 研究開発を行おうとする者は、課題ごとに開発計画申請書をセンター長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の様式については、別に定める。

(研究開発計画の審査)

第5条 前条の規定により提出された申請書は、センターのスーパーコンピュータシステム共同研究企画委員会において、審査するものとする。

(研究開発計画の承認及び通知)

第6条 センター長は、前条の審査の結果承認された研究開発につき、担当者にその旨通知し、計画実行の作業を委嘱するものとする。

(研究開発のためのスーパーコンピュータシステムの利用)

第7条 前条の規定により承認された研究開発の担当者は、スーパーコンピュータシステムを使用することができる。但し、スーパーコンピュータシステムの使用が時間帯その他に関し特別の条件を伴う場合には、あらかじめ、その旨を申し入れセンター長の許可を受けなければならない。

(研究開発の進行状況および結果の報告)

第8条 研究開発の担当者は、研究開発の結果をセンター長に報告しなければならない。

2 センター長は、必要に応じて研究開発の進行状況について報告を求められることができる。

(研究開発結果の公表)

第9条 研究開発結果は、すべてこれを公表することを原則とする。

(研究開発結果の管理)

第10条 研究開発の結果、得られたプロダクトの複製及び頒布に関する権利は、開発計画申請書における申請内容に基づき、センター長が定める。

2 プロダクトの出版は、原則としてセンターが排他的に行えるものとする。

(雑則)

第11条 研究開発のためのスーパーコンピュータシステムの利用については、センター利用負担金規程の定めるところにより、利用負担金を免除することができる。

2 研究開発によっては、センターが利用負担金を負担することができる。

附 則

この内規は、平成14年8月6日から施行し、平成14年7月9日から適用する。

附 則

この内規は、平成15年1月28日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年7月12日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年4月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成21年2月23日から施行する。